

第7章 水位等情報周知と洪水ハザードマップ

近年の集中豪雨の増加など自然的状況の変化や、少子高齢化などの社会的状況の変化による課題に対応するため、今後の水害対策にあたっては、従来から重点的に取り組んでいる河川整備などのハード対策に加え、ひとたび水害が発生した場合でも被害を最小化する「減災」を図るソフト対策が重要になる。

水害対策におけるソフト対策については、水防法（昭和24年法律第193号）（以下「法」という。）に基づいた施策を中心として行うこととし、基本的な枠組みは以下のとおりである。

施策	内容	具体的な方法
水位情報等の周知	出水時における特別警戒水位等の洪水情報の伝達	洪水予報 （法第11条） 水位の通報 （法第12条） 水位情報周知 （法第13条）
洪水ハザードマップ等による周知	円滑かつ迅速な避難行動に資する平時からの情報提供	浸水想定区域 （法第14条） 【県】 ハザードマップ （法第15条） 【市町村】

浸水想定区域図作成等、実施にあたっては、原則として国土交通省河川局から出されている以下のマニュアルによるものとする。

- ・危険水位の設定要領
- ・特別警戒水位の設定要領
- ・都道府県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報河川ガイドライン
- ・浸水想定区域図作成マニュアル
- ・中小河川浸水想定区域図作成の手引き
- ・洪水ハザードマップ作成の手引き
- ・地下街等浸水時避難計画策定の手引き